

次世代育成支援法【平成26年4月 10年時限立法】

女性活躍推進法【平成27年8月 10年時限立法】

子育てしやすい環境等を整備することで、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される社会の形成に資する。

子育てをしやすい環境整備のため、育児休業等を取得しやすい職場環境の整備、男性の積極的な育児参加に関する取り組み、超過勤務の縮減、年次有給休暇取得促進等によるワークライフバランスの向上等を定めた計画を策定する。



仕事と家庭の両立に資する雇用環境の整備等に取り組むことにより、女性がその個性と能力を十分に発揮できる社会を目指す。

女性の活躍推進のため、採用、配置、昇進等の職業生活の各段階における課題の解決、固定的な性別分担意識の解消、男性を中心とした登用慣行の見直し、長時間労働を前提とした業務のあり方の検討等を定めた計画を策定する。

特定事業主行動計画

次世代育成支援法、女性活躍推進法に基づき、特定事業主（国、地方公共団体）は、特定事業主行動計画の策定が義務付けられています。

※ 特定事業主：国、地方公共団体 一般事業主：民間事業者

◎計画の内容◎

主に次世代育成に関すること

- 妊娠・出産後の配慮
- 子育てバリアフリー
- 子どもとふれあう機会の充実
- 子ども・子育てに関する地域貢献活動

子どもの出生時における男性職員の休暇取得の促進
育児休業等を取得しやすい環境づくり
時間外勤務の縮減
休暇の取得の促進

主に女性活躍に関すること

職場風土、意識の改革

女性職員のキャリア形成の支援

◎計画の目標◎

特定事業主行動計画では、課題となる事項の定量（数）目標を定めています。

目 標

- ★配偶者出産休暇の取得率 **70%以上**
- ★育児休業の取得率 女：**100%** 男：**50%以上**
- ★年360時間超時間外勤務者 **0人**
- ★年次有給休暇の取得日数 **12日**
- ★女性管理職割合（課長職以上） **25%**

（参考）現 状

- ★配偶者出産休暇の利用率 H28～R2:平均 **54.1%**
- ★育児休業の取得率 H28～R2 女:**100%** 男:**31.1%**
- ★年360時間超時間外勤務者 H28～R1平均:**37.3人**
- ★年次有給休暇の取得日数 H28～R1平均:**9.4日**
- ★女性管理職割合（課長職以上） H28～R2平均:**17.9%**

※ 配偶者出産休暇取得率、育児休業の取得率については、令和3年度から令和7年度の平均を目標値としています。

※ 年360時間超時間外勤務職員、年次有給休暇の取得日数、女性管理職割合については、令和7年度における数値を目標値としています。

◎計画の実施期間◎

令和3年4月から令和8年3月までの5年間を後期計画期間とする。

計画の進捗状況や目標数値の把握は職員課で行い、その結果や職員からの要望などを踏まえて、その後の対策や計画の見直しを行います。